

○安全運転管理者等に対する事務取扱要領の制定について(通達)

(令和6年2月1日岡交企第55号警察本部長例規)

各部長
首席監察官
各統括官 殿
運転免許センター長
各所属長

この度、別添のとおり安全運転管理者等に対する事務取扱要領を制定し、本日から施行することとしたので、運用上誤りのないようにしたい。

なお、安全運転管理に関する報告・命令等について(通達)(昭和60年12月16日岡交企第728号例規)、要指導事業所の実態把握と個別指導の強化について(昭和62年12月17日岡交企第700号、岡免二第323号例規)及び優良安全運転管理者・運行管理者表彰取扱要領の制定について(通達)(平成9年12月4日岡交企第439号例規)は、廃止する。
別添

安全運転管理者等に対する事務取扱要領

第1 目的

この要領は、道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第74条の3第1項に規定する安全運転管理者、安全運転管理者を選任している事業所等に対する事務の取扱いに関して必要な事項を定め、適正な業務の推進を図ることを目的とする。

第2 要指導事業所に対する実態把握及び個別指導

1 安全運転管理者又は道路運送法(昭和26年法律第183号)第23条第1項及び貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第18条第1項の運行管理者(以下「管理者」という。)を選任している事業所(以下「選任事業所」という。)のうち、次に掲げる項目のいずれかに該当したもの(以下「要指導事業所」という。)の事業主又は管理者に対しては、個別に指導を行うとともに、要指導事業所の実態把握を強化し、自主的な交通安全活動の促進を図るものとする。

(1) 従業員が業務中又は私用中に次のいずれかの事案を起こした事業所

- ア 交通死亡事故
- イ 重傷事故(私用中の事案を除く。)
- ウ 法第72条第1項に規定する救護措置義務又は報告義務に係る違反を伴う事故
- エ バスの転落、横転等による事故
- オ 踏切事故
- カ 負傷者5名以上の事故

(2) その他安全運転管理に問題があり、指導の必要があると認められる事業所

- 2 要指導事業所については、次に掲げる方法により、実態を把握するものとする。
 - (1) 県内で発生した選任事業所の交通事故は、毎月、交通部交通企画課(以下「交通企画課」という。)において選任事業所(安管・運管)交通事故発生通報表(様式第1号)を作成し、関係する警察署長に通知するものとする。
 - (2) 県外で発生した選任事業所の交通事故は、交通部運転管理課において選任事業所(安管・運管)交通事故発生通報表を作成し、交通企画課を経由して関係する警察署長に通知するものとする。
 - (3) (1)及び(2)の通知は、事故が発生した月の翌月末までに行うものとする。
- 3 要指導事業所の事業主又は管理者に対する個別の指導は、次に掲げる事項に留意して行うこと。
 - (1) 指導の対象となる要指導事業所を認知し、又は通知を受けたときは、可能な限り早期に指導を行うこと。
 - (2) 指導は、あくまで任意的な行政指導であり、事業主又は管理者の承諾を得て実施すること。
 - (3) 指導は、原則として事業主及び管理者を警察署に招致して行うこととし、必要に応じて運転日誌等の資料の提出を求めること。
 - (4) 指導の対象となった事案の概要、原因等を聴取するとともに、再発を防止するための管理上の問題点、今後自主的に実践させる施策等について具体的に指導を行うこと。
- 4 警察署長は、個別に指導を行ったときは、安全運転管理診断表(様式第2号)を作成の上、交通部交通企画課長(以下「交通企画課長」という。)に送付すること。

第3 安全運転管理に関する報告等

- 1 交通部交通機動隊長、交通部高速道路交通警察隊長及び警察署長は、県内に自動車の使用の本拠を有する事業所に係る次に掲げる対象事案を認知したときは、安全運転管理に関する報告・資料提出要求事案発生報告書(様式第3号)に当該事案の概要が判断できる関係書類の写しを添付し、交通企画課長を経由して岡山県公安委員会に報告すること。
 - (1) 安全運転管理者又は副安全運転管理者の解任該当事案
 - (2) 自動車の使用者に対する是正措置命令対象事案
 - (3) 自動車の使用制限に係る事案
 - (4) 事業所の従業員が業務に関連して発生させた、次のいずれかに該当する事案
 - ア 交通死亡事故
 - イ 法第72条第1項に規定する救護措置義務に係る違反を伴う事故
 - ウ その他重大又は特異な交通事故
 - エ 酒酔い運転、酒気帯び運転、過労運転、妨害運転(著しい交通の危険又は交通の危険のおそれのある運転をいう。)、無免許運転又は無資格運転

(5) 特に安全運転管理の実態把握上必要があると認められる事案又は安全運転管理について問題があり指導の必要があると認められる事案

2 1の規定による報告を受けて審査した結果、岡山県公安委員会が法第75条の2の2第1項の規定による要求を行う必要があると認めるときは、交通企画課長は、次に掲げる項目について必要な報告又は資料の提出を求めるため、安全運転管理に関する報告・資料提出要求書(様式第4号。以下「要求書」という。)を事業所の所在地を管轄する警察署長に送付すること。

- (1) 安全運転管理規程の策定状況
- (2) 運行計画の策定状況
- (3) 業務用自動車の鍵の保管状況
- (4) 点呼、運行前点検等の実施状況
- (5) 運転前後の酒気帯び確認の実施並びにその記録及び保存状況
- (6) 運転日誌の記録状況
- (7) 運転者に対する交通安全教育の実施状況
- (8) 運転適性検査の実施状況
- (9) 運転記録証明書の活用状況
- (10) 賞罰制度の有無及びその運用状況
- (11) 交通事故又は交通違反時の報告制度の有無及びその運用状況
- (12) 交通事故又は交通違反再発防止の措置状況
- (13) 対象事案の改善措置状況
- (14) その他必要と認める事項

3 警察署長は次に掲げる措置を執ること。

- (1) 要求書の送付を受けた警察署長は、対象となる自動車の使用者又は安全運転管理者に対して要求書を交付するとともに、要求書に記載されている報告事項について報告させ、又は資料の提出を求めること。
- (2) 警察署長は、安全運転管理に関する報告又は資料の提出をさせたときは、安全運転管理上の問題点等を指摘し、交通事故等の再発防止について具体的に指導すること。
- (3) 提出された当該資料のうち必要なものについては、その写しを提出させ、要求書の写しとともに保存して、安全運転管理の指導資料として活用すること。
- (4) 警察署長は、報告又は資料の提出をさせた日から起算して7日以内に、その結果を安全運転管理に関する報告・資料提出要求結果報告書(様式第5号)により、交通企画課長を経由して岡山県公安委員会に報告すること。

第4 優良安全運転管理者等に対する表彰

1 警察本部長は、安全運転管理に関する業務及び運行管理に関する業務を適切に遂行し、交通事故防止に寄与していると認められる安全運転管理者(準安全運転管理者(法

の規定によらず、岡山県内の安全運転管理者の選任義務がない事業所において選任される者であって、安全運転管理者の業務に準じた自動車の運行に必要な指導管理等の業務を行うものをいう。)を含む。)及び運行管理者(以下「安全運転管理者等」という。)に対して、岡山県安全運転管理者協議会連合会長又は岡山県運行管理者協議会連合会長と連名により表彰を行うものとする。

2 安全運転管理者等の表彰は、次に掲げる事項のいずれにも該当する者であって、安全運転管理又は運行管理に関して他の模範となると認められるものについて行うものとする。

(1) 原則として、事業所の安全運転管理者等として3年以上勤務していること。

(2) 過去5年以内に、道路交通関係法令違反(点数のみの違反を含む。)の前歴を有しない者であること。

(3) 過去10年以内に、道路交通関係法令違反を除く、罰金以上の刑に当たる犯罪を犯したことがないこと。

(4) 事業所の事業主が、過去3年以内にその地位に基づく道路交通関係法令の違反に関連して処罰を受けたことがないこと。

(5) 過去2年以内に、事業所の従業員の責任による重傷以上又は悪質な違反による交通事故がないこと。

3 警察署長は、地区安全運転管理者協議会長又は地区運行管理者協議会長と協議の上、表彰に該当すると認められる者がいるときは、表彰上申書(様式第6号)により毎年1月31日までに、警察本部長に上申するものとする。

4 警察本部長は、3の規定による上申について必要な審査を行い、岡山県安全運転管理者協議会連合会長又は岡山県運行管理者協議会連合会長と協議の上、受賞者を決定するものとする。

5 表彰は、地区安全運転管理者協議会、地区運行管理者協議会総会等の機会を利用して、警察署長が表彰状を伝達して行うものとする。この場合において、表彰状に副賞を付与することができるものとする。

第5 文書の保存

文書の保存は、次のとおりとする。

文書名	保存所属	保存期間
選任事業所(安管・運管)交通事故発生通報表	交通企画課、運転管理課、警察署	1年
安全運転管理診断表	交通企画課、警察署	1年
安全運転管理に関する報告・資料提出要求事案発生報告書	交通企画課	1年
安全運転管理に関する報告・資料提出要求書の写し	交通企画課	3年

安全運転管理に関する報告・資料提出要求結果報告書	交通企画課	3年
表彰上申書	交通企画課	1年

様式第 1 号

選任事業所(安管・運管)交通事故発生通報表

[別紙参照]

様式第 2 号

安全運転管理診断表

[別紙参照]

様式第 3 号

安全運転管理に関する報告・資料提出要求事案発生報告書

[別紙参照]

様式第 4 号

安全運転管理に関する報告・資料提出要求書

[別紙参照]

様式第 5 号

安全運転管理に関する報告・資料提出要求結果報告書

[別紙参照]

様式第 6 号

表彰上申書

[別紙参照]